

経済戦略局ワーク・ライフ・バランス推進委員会設置要綱

制 定 平27. 4. 1
最終改正 令4. 4. 1

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本理念に基づき、大阪市特定事業主行動計画を推進するため、経済戦略局ワーク・ライフ・バランス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、中央卸売市場の所管に属するものを除く。

- (1) 「仕事と生活の両立支援プラン～ワーク・ライフ・バランスの実現をめざして～」に基づく局の取組みの実施状況及び数値目標の達成状況を把握する。
- (2) 必要に応じて、「大阪市市長部局ワーク・ライフ・バランス推進委員会」へ局の実施状況を報告する。

(組織)

第3条 委員会は、企画総務部総務課長を委員長とし、別表で定める委員で組織する。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、企画総務部総務課において行う。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員 長	企画総務部総務課長
委 員	A T C職場を代表する課長又は課長代理 中央卸売市場職場を代表する課長又は課長代理 その他の事業場を代表する課長又は課長代理 その他委員長が指名するもの 若干名